

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
(第 7 期)
概要版

平成 30 年 3 月

鴨川市

●どんな計画？

■計画の背景

- 国ではこれまで平成 18 年から、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための体制づくりを推進
- 第 7 期計画では、地域包括ケアシステムの深化として、地域共生社会の実現に向けた、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や自立支援、介護予防・重度化防止の推進などが重要に

この計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 7 期）」として策定するものです。

■計画の位置づけ

本市においては、高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定します。

高齢者保健福祉計画：老人福祉法第 20 条の 8 に規定する計画

介護保険事業計画：介護保険法第 117 条の規定に基づく計画

また、市の最上位計画にあたる「第 2 次鴨川市総合計画・鴨川市第 3 次 5 年計画」の分野別計画として位置づけ、市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「第 2 期鴨川市健康福祉推進計画」との一層の連携を図ります。

■計画の期間と見直し時期

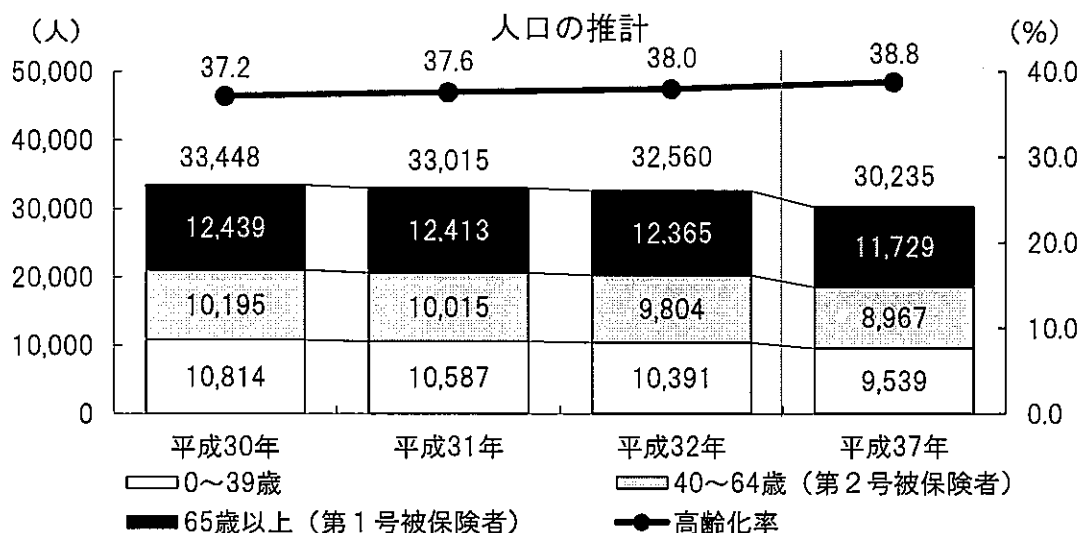
本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間と定めます。

また、すべての団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年度の姿を見据えた、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

平成 18 年の介護保険制度改定 (予防重視型システムへの転換)										平成 27 年、平成 30 年の介護保険制度改定 (地域包括ケアシステムの深化・推進)										
18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年	37 年	38 年
第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画 (本計画)			第8期計画			第9期計画		
										平成 37 年度までの目標設定										

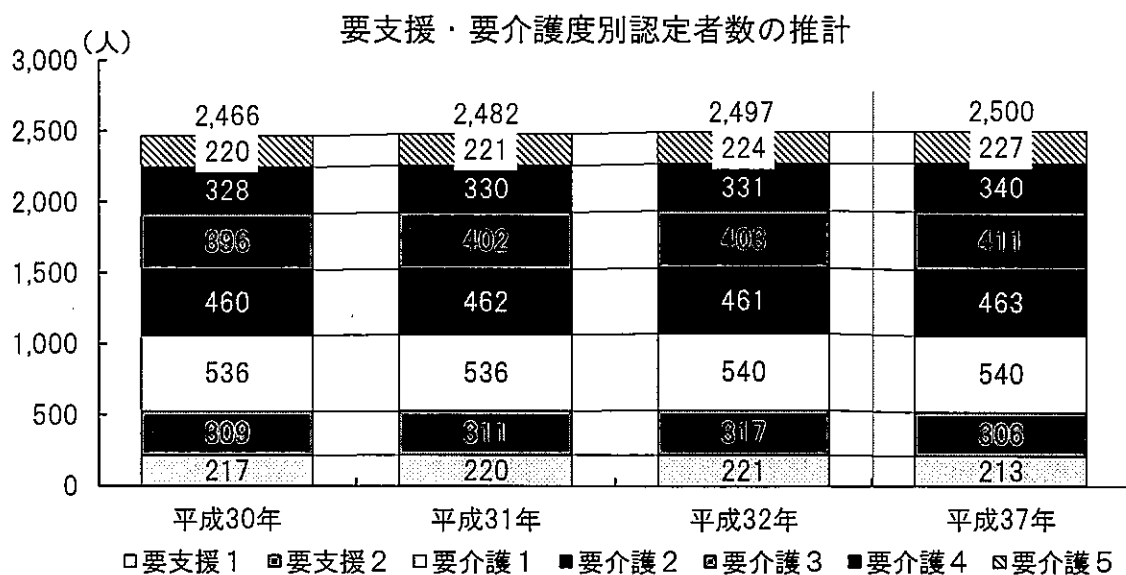
●今後の推計

将来の人口の推計をみると、これまで増加傾向にあった65歳以上も今後は減少傾向に転じる予測となっています。



※平成25年～平成29年の千葉県年齢別・町丁字別人口より算出。以下同様

将来の要支援・要介護度別の内訳をみると、いずれもほぼ横ばいの見込みとなっています。



●基本的な考え方

■計画の基本理念

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

～輝く「元気」のまち～

「第2次鴨川市総合計画」では、本市が目指す新たな将来都市像を『活力あふれる 健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～』とし、健康福祉分野においては、『一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち』を基本方針としています。

これらの基本方針に基づき、市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「鴨川市健康福祉推進計画」では「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を目標像としています。

そこで、本計画においては、これらの基本方針・目標像を踏まえ、「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち～輝く「元気」のまち～」を基本理念とし、医療・介護の連携強化を図り、高齢者が元気で健康に住み慣れた地域で生活でき、安心して必要なサービスを利用できるような体制の充実と強化を図ります。



■計画の目標

基本目標1 いつも元気・健康でいられるまち

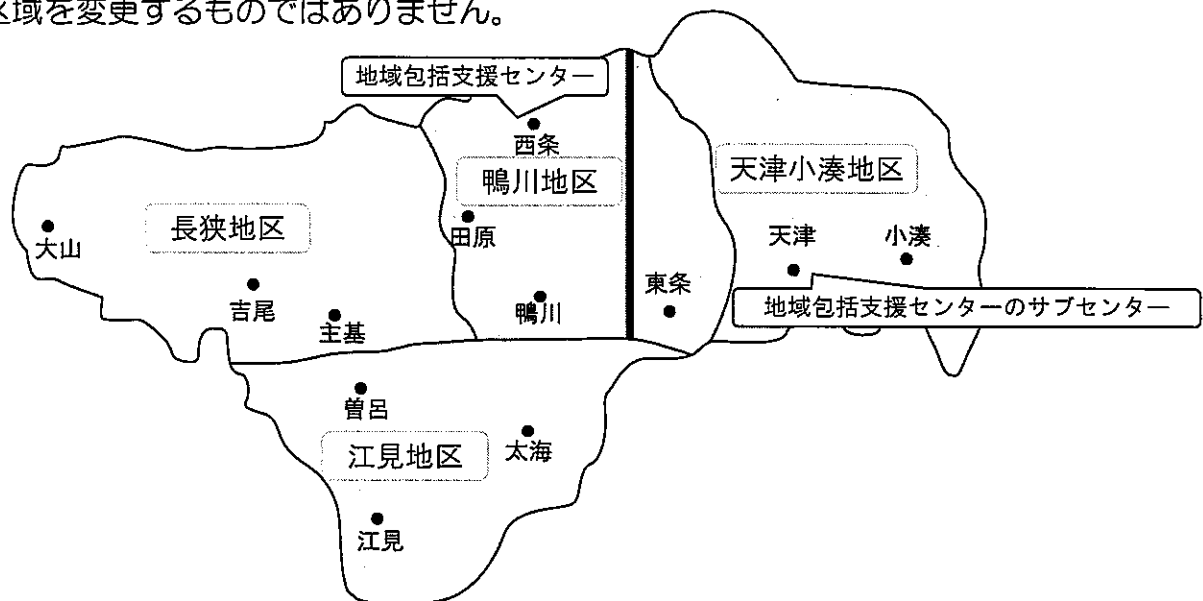
基本目標2 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち

■日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、第6期の4圏域を踏襲する形で、下記の通り設定します。

なお、この日常生活圏域の設定は、本計画における圏域設定であり、現在の行政区域を変更するものではありません。



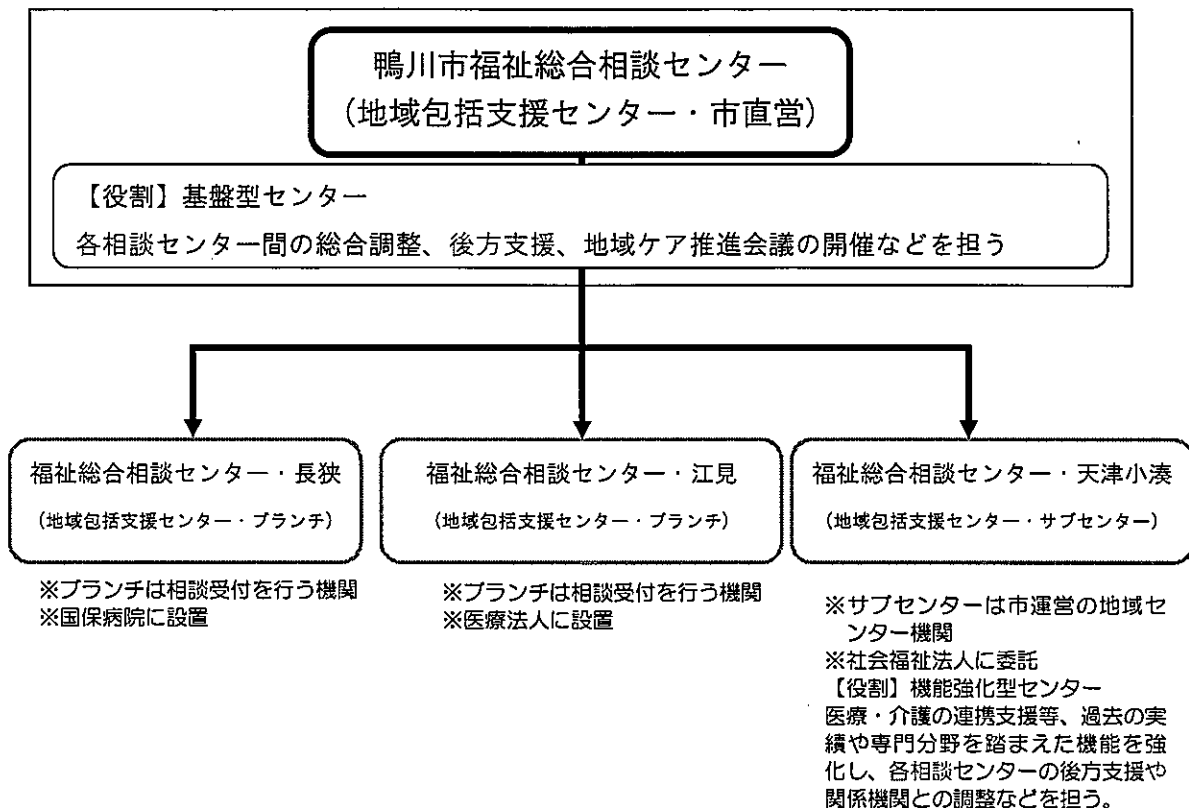
※地図はデザイン稿作成時に、4圏域で色分けを行う

■重点目標

第7期計画では、特に下記6点について重点的に取り組みます。

（１）全圏域での福祉総合相談体制の拡充

地域共生社会に向けた新たな地域包括ケアシステムの強化として、24 時間 365 日対応の福祉総合相談センターを現在の2圏域から、全4圏域に拡充します。

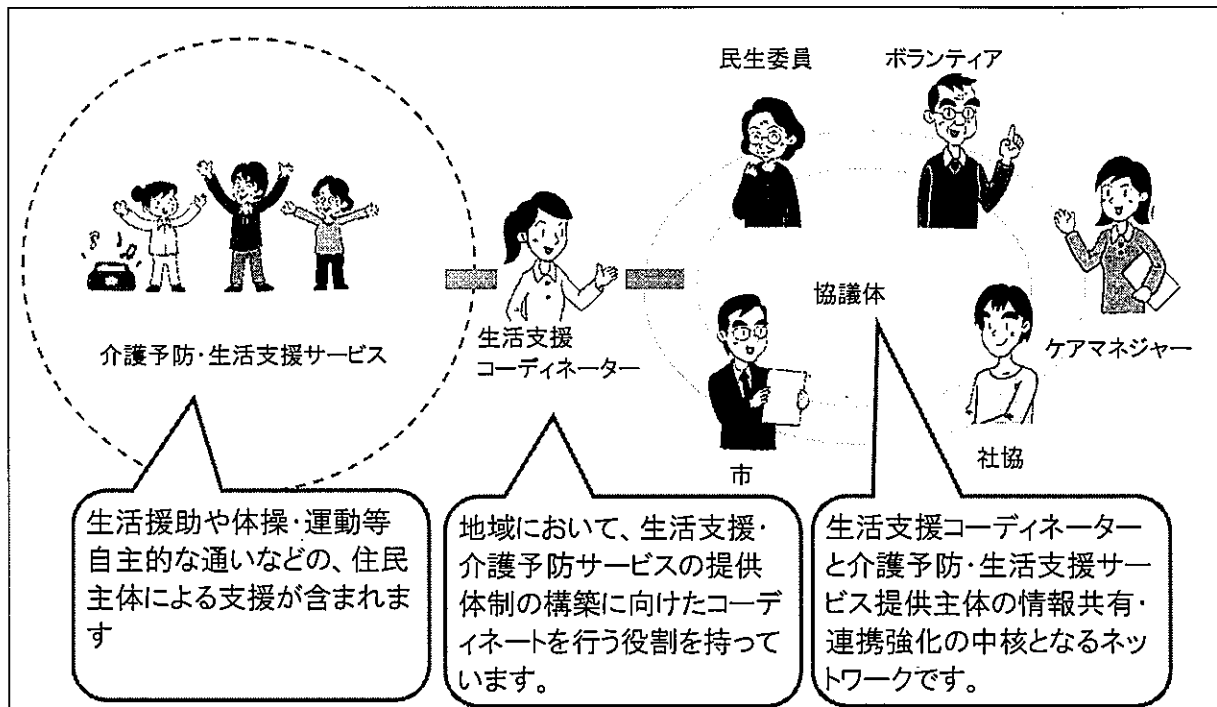


（２）外出支援サービスの充実

免許返納者など外出が困難な高齢者に対する外出支援サービスについて、公共交通の部署と連携し新たな仕組みを検討します。

（３）介護予防・生活支援の充実

地域全体で高齢者をささえる体制づくりとして、生活支援コーディネーターなどによる地域資源の把握や対象者へのコーディネートを進め、多様な介護予防・生活支援のサービスについて地域の実情を踏まえながら取り組みます。



（４）認知症対策の推進

今後も増加が見込まれる認知症について、身近な地域での支えとなる認知症サポーターの養成をはじめとして、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームと地域の連携・ネットワークづくりを推進します。

（５）介護人材育成の充実

増加する介護需要に対応するため、各種研修や雇用促進など、介護人材の確保や育成支援を充実します。また、介護者の負担軽減にもつながる介護ロボットの導入について、今後も支援していきます。

（６）広域的な支援体制づくり

福祉総合相談センターを中心とした医療介護連携について、研修会の開催等や、医療及び介護関係団体の広域的なネットワークづくりを推進します。また、権利擁護推進センターを中心とした権利擁護推進について、成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成や啓発活動等、広域的なネットワークづくりを推進します。

●施策の展開

基本目標1 いつも元気・健康でいられるまち

基本施策	施策の方向	施策項目	指標
1社会参加と 生きがいづくり の促進	(1)交流活動の促進	①老人クラブ活動の活性化 ②生涯学習機会の充実 ③生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④多世代交流の促進	- - - -
	(2)就労対策の推進	①高齢者の就労促進	シルバー人材センター会員数
2健康づくりの 推進	(1)健康づくりの推進	①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	・特定健診受診率 ・特定保健指導実施率 ・胃がん検診受診率 ・大腸がん検診受診率 ・肺がん検診受診率 ・子宮頸がん検診受診率 ・乳がん検診受診率
		②食育の推進	-
		③予防接種の促進	・高齢者インフルエンザワクチン接種者数 ・高齢者用肺炎球菌ワクチン接種者数
3介護予防の 推進	(1)一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業	-
		②介護予防普及啓発事業	・介護予防教室修了者数 ・認知症予防教室 ・健康教育参加者数 ・健康相談実施者数 ・延べ訪問者数 ・地域介護予防活動支援参加延べ人数 ・市内のサロン数
		③地域介護予防活動支援事業	-
		④一般介護予防事業評価事業	-
		⑤地域リハビリテーション活動支援事業	-

例えばこんなことに取り組みます

地域介護予防活動支援事業

高齢者が地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、住民主体の地域づくりに向けて、福祉総合相談センターや鴨川市社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、生活支援・介護予防サポーターの活動意欲を継続するための支援や、生活支援・介護予防サポーターが養成されていない地区における新たな育成を進めていきます。



基本目標2 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

基本施策	施策の方向	施策項目	指標
1 地域ささえあい体制づくり	(1)福祉意識の形成	①見守り活動の活性化 ②生活支援・介護予防サポーターの養成・育成支援	・見守り協定締結業者数 ・団体数 ・サポーター数
	(2)ささえあいによる生活支援の充実	①生活支援体制整備事業 ②介護予防・生活支援サービス事業の充実	- -
	(3)認知症施策の推進	①認知症サポーター養成の推進 ②認知症高齢者の家族の集い(めだかの会) ③認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員との連携 ④認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・対応と地域とのネットワークづくり	・認知症サポーター養成講座開催回数 ・認知症サポーター養成人数 ・認知症高齢者の家族の集い ・認知症サポート医による講演
	(4)虐待防止・権利擁護の推進	①虐待の防止 ②権利擁護推進センターを中心とした成年後見制度等の利用促進及び普及啓発	- ・鴨川市成年後見制度利用支援事業申請数 ・成年後見制度に関する相談数 ・市民後見人の養成者数
	(5)地域ささえあい拠点の充実	①日常生活圏域における福祉総合相談体制及び交流拠点の充実	・福祉総合相談センター相談件数 ・福祉総合相談センター・長狹相談件数 ・福祉総合相談センター・江見相談件数
2 安全で快適な生活の確保	(1)移動・交通対策の充実	①公共交通機関の充実 ②交通安全対策の推進	-
	(2)防災・防犯対策の充実	①防災体制の充実 ②防犯対策の充実	- -
	(3)人にやさしいまちづくりの推進	①人にやさしい環境づくりの啓発 ②利用しやすい公共施設の整備 ③暮らしやすい住宅づくりの促進	- - -
3 医療・介護・保健・福祉の連携	(1)地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センター・サブセンター事業 ②包括的・継続的ケアマネジメント ③地域ケア会議推進事業	- ・ケアマネジャーからの相談 ・鴨川市介護サービス事業所協会研修会(参加者数) -
	(2)医療・介護連携の体制づくり	①在宅医療介護連携事業	・在宅医療や介護に関する相談件数(福祉総合相談センター) ・在宅医療や介護に関する相談件数(国保病院医療介護連携支援室)
	(3)介護・保健・福祉の拠点の充実	①鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター) ②鴨川市福祉センター ③天津小湊保健福祉センター ④福祉総合相談センター(地域包括支援センター) ⑤老人憩の家(江見・長狹)	・利用者数 ・利用者数 ・利用者数 ・新規相談受付件数 ・利用者数(江見老人憩の家) ・利用者数(長狹老人憩の家)

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち

基本施策	施策の方向	施策項目	指標・サービス量
1高齢者福祉サービスの充実	(1)在宅福祉サービスの充実	①配食サービス事業	・利用者数(毎月の利用者の延べ人数) ・配食数
		②緊急通報システム	・年度末全設置者数
		③ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業	・年間延べ訪問回数 ・対象者人数
	(2)家族介護支援の充実	①家族介護支援	-
	(3)施設福祉サービスの充実	②介護用品(紙おむつ・尿取りパッド)の支給	・介護用品の支給者数
		①高齢者緊急一時保護事業	・利用者数
		②養護老人ホーム等への入所	・入所者数
2介護保険サービスの充実	(1)介護予防・居宅介護サービスの充実	①訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護 回数・人数
		②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護	・介護予防 回数・人数 ・介護 回数・人数
		③介護予防訪問看護・訪問看護	・介護予防 回数・人数 ・介護 回数・人数
		④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション	・介護予防 回数・人数 ・介護 回数・人数
		⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑥通所介護(デイサービス)	・介護 回数・人数
		⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション(デイケアサービス)	・介護予防 人数 ・介護 回数・人数
		⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護(ショートステイ)	・介護予防 日数・人数 ・介護 日数・人数
		⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護(ショートケア)	・介護予防 日数・人数 ・介護(老健) 日数・人数 ・介護(病院) 日数・人数
		⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑪特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑫介護予防住宅改修・住宅改修	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑭介護予防居宅介護支援・居宅介護支援	・介護予防 人数 ・介護 人数
		⑮共生型サービスの推進	-
	(2)地域密着型サービスの充実	①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	・介護予防 回数・人数 ・介護 回数・人数
		②介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・介護予防 人数 ・介護 人数
		③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・介護 人数
		④看護小規模多機能型居宅介護	・介護 人数
		⑤地域密着型通所介護	・介護 回数・人数
		⑥その他の地域密着型サービス	-

	(3)施設介護サービスの充実	①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・介護 人数
		②介護老人保健施設	・介護 人数
		③介護医療院	・介護 人数
		④介護療養型医療施設	・介護 人数
	(4)介護保険制度の円滑な運営	①情報提供の充実	-
		②鴨川市介護相談員事業(相談・苦情処理体制の強化)	・面接延べ人数
		③サービス従事者の質的向上の促進	-
		④介護人材の確保・育成支援	-
	(5)介護給付の適正化の推進	①要介護(要支援)認定の適正化	-
		②ケアプランの点検	・集団指導回数
		③住宅改修や福祉用具の点検	-
		④医療情報との突合・縦覧点検	-
		⑤介護給付費通知	・介護給付費通知の送付回数
		⑥給付実績の活用	-
		⑦事業者に対する指導の実施	-

平成 30 年度～平成 32 年度の第 1 号被保険者の保険料段階設定は下記のとおりとします。

■第 7 期事業計画期間(平成 30 年度～平成 32 年度)における保険料段階設定

段階設定	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者または、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者あるいは、 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 80 万円以下	基準額 ×0.50	36,000 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額 ×0.75	54,000 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 120 万円超	基準額 ×0.75	54,000 円
第 4 段階	本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下で、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額 ×0.90	64,800 円
第 5 段階	本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を超え、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額	72,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満	基準額 ×1.20	86,400 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	基準額 ×1.30	93,600 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額 ×1.50	108,000 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	基準額 ×1.70	122,400 円

●計画の推進

■推進体制

計画の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、団体・機関、サービス提供事業者、企業、学校、市民、家庭及び地域が自助、共助、公助の適切な役割分担のもとに、緊密な連携をとりながら、一体となって進めていきます。



■目標設定と評価

本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるようPDCAサイクルに基づき、(1)に掲げた目標指標の進捗状況について、介護保険運営協議会等の組織を活用しながら毎年度点検・評価します。

また、介護保険事業の健全な運営や、計画的な施策・事業の推進にかかる課題を整理・検討し、改善に努めていきます。

■目標指標

		30 年度	31 年度	32 年度
自立した生活の支援	老人クラブ会員数	1,000	1,000	1,000
	シルバー人材センター会員数	235	240	245
	市内のサロン数	39	42	45
	認知症サポーター養成人数	800	800	800
介護予防	生活支援・介護予防サポーター数	220	220	220
	健康教育参加者数	2,900	2,950	3,000
	地域介護予防活動支援参加延べ人数	730	760	800
要介護状態の重度化防止	要介護状態の改善率(%)	10	10	10
介護給付適正化	実地指導	17	17	17
	介護給付費通知の送付回数	2	2	2

鴨川市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画 (第7期) 概要版	平成30年3月 鴨川市 健康推進課・福祉課 〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887-1
--	---